第６波に備えた代替保育の具体的提案

新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中にあっても、医療従事者をはじめ社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者の子どもを含む、保育所等における保育を必要とする者に必要な保育が提供されることは重要である。

児童福祉法第 24 条第 1 項により、市区町村が保育の実施責任を負っていることを踏まえ、各市区町村においては、管内の保育所等を利用する子どもに対して、適切に保育を提供する体制が維持されることはもちろんのこと、臨時休園の場合においても、保育の提供が必要な場合の対応として、代替保育の提供が重要である。

しかしながら、2021 年 7 月から 9 月の 3 か月間における大阪府内での臨時休園は少なくとも 357 施設となり、代替保育の提供がされていないことから、一時的に保育の提供が停止されている。（大阪保育運動連絡会調べ：大阪市を含まない 33 市町からの回答より）

以上のことから、山形県酒田市の「臨時休園に伴う代替保育事業」を参考とした、代替保育の体制整備についての具体的提案を示すこととする。

① 各保育施設における臨時休園により保育の提供が困難なときのために、保育実施責任をはたす市区町村の役割として代替保育を整備する。
② 代替保育の対象者は、保育施設を利用している医療従事者等及び特定要因により保育継続が必要な世帯（要保護世帯など）を基本とする。
③ 利用要件は、利用を希望する児童が保健所より健康観察の指示を受けておらず、PCR 検査を受け、陰性が確認されていること。
④ 利用手続きは、あらかじめ利用登録を行ない、代替保育が必要な場合に利用申込を行う。
⑤ 代替保育の実施体制は、公立保育施設職員を中心に組織することとし、私立保育施設職員についても協力が得られるよう補助金等の整備を行う。
⑥ 代替保育の実施場所は、臨時休園となる保育施設の利用を原則とし、臨時休園となる保育施設の利用が困難な場合は、公立保育施設等により行う。
⑦ 代替保育の利用人数は、代替保育の実施体制及び実施場所の状況により、利用対象者の優先順位により確定させる。
⑧ 代替保育の実施体制及び実施場所を確保するために、臨時休園以外の保育施設の通常保育の規模縮小を含めた対応を検討することとし、その準備を事前に行うこととする。
⑨ 代替保育を円滑に行うために、代替保育を中心的に担う保育者は代替保育の利用申込児童との交流等を平常時より行うこととする。
⑩ コロナ（感染症）対応だけでなく、自然災害時における代替保育についても市区町村において準備することとする。
⑪ 国・都道府県は、市区町村が円滑かつ確実に代替保育が実施できるように、代替保育実施の基本的指針を示すとともに、必要な財政措置等行うこととする。